

# 労災就学援護費等の見直しについて



# 労災就学援護費の通信制高校等への支給拡大について

労災就学援護費は、労働災害による重度障害者、長期療養者及び遺族年金受給者のうち、学費等の支弁が困難と認められるものに対し、当該受給者又は当該受給者と生計を同じくしている子の学費の一部を支給するもの（社会復帰促進等事業）。

## 改正の概要

- ・今般、一部の高校から、通信制高校の在學生についても援護費の支給対象とするよう要望を受けたところ。
- ・通信制大学は既に援護費の支給対象となっていることや、通信制高校にかかる教育費の状況を踏まえ、新たに通信制高校を援護費の支給対象に追加する。
- ・また、専修学校及び中学校等の通信制課程についても、同様に支給対象に追加することとする。  
（これにより、通信制課程の学校は全て支給対象となる。）

## 平成25年度労災就学援護費支給額（案）

現行	
大学等 + 専修学校 (専門課程)	39,000円
大学 (通信制)	30,000円
高等学校等 + 専修学校 (一般・高等課程)	18,000円
中学校等	16,000円
小学校等	12,000円



改正後（案）	
大学等 + 専修学校	39,000円
大学等 + 専修学校 <u>(通信制)</u>	30,000円
高等学校等 + 専修学校	16,000円
<u>高等学校等 + 専修学校</u> <u>(通信制)</u>	<u>13,000円</u>
中学校等	16,000円
<u>中学校等</u> <u>(通信制)</u>	<u>13,000円</u>
小学校等	12,000円

**専修学校等（通信制）の新設**  
現時点で1校  
(平成25年度設立)

**高等学校（通信制）等の新設**  
支給額は大学生と大学生（通信制）の割合から算出

**中学校（通信制）の新設**  
旧学制下で教育を受けられなかった者に対する経過措置のため対象者はほとんどいないものと考えられる（現時点で2校）

## 改正内容について

### 1. 支給の拡大について

労災就学援護費の算定の基礎としている「子どもの学習費調査」では通信制高校の教育費を把握しておらず、他の統計でも調査したものは確認できないため、都県 に対し個別調査したところ、公立の通信制高校に係る教育費は比較的低いことが認められた（塾や家庭教師代等の学校外学習費は除く）。

10都道府県（北海道、宮城、埼玉、東京、神奈川、岐阜、愛知、大阪、広島、福岡）に個別に調査したところ、東京、岐阜のみ該当あり。

しかし、「学校基本調査」によると通信制高校は、私立高校が多く（全体の約2/3）、一般に私立の高校については教育費が相当程度かかっている。

また、通信制大学は既に支給対象になっており、公立高校でも学校外学習費がかかることから、通信制であることのみをもって支給対象から外れることは合理的ではない。

**大学以外の他の通信制課程についても、就学援護費の支給対象に追加するものとする。**

専修学校及び中学校等の通信制課程についても、対象者はほとんどいないが、同様に支給対象に追加する。

### 2. 支給額

上記1のとおり、調査統計に基づく支給額の算定は困難であるため、一般的に通信制は全日制に比し学費が低く、また、通信制大学と全日制大学との間に一定割合で支給額に差を設けていることを踏まえ、この割合を基に通信制高校の支給額を算出することとする。

$$16,000円 \times (30,000円 / 39,000円) = 12,308円 \quad \underline{13,000円}$$

専修学校等（専門課程）は、大学と同じ分類に属するため、30,000円とする。

中学校は高校と同額の16,000円（全日制）であるから、13,000円とする。

### 3. 施行日

平成25年4月1日（遡って適用）

# 平成25年度労災就学等援護費支給額（高校生向け）の改定について


## 1 改定の背景

平成22年度に創設された公立高校授業料無償制等により、家計の教育費負担が減少したことを踏まえた改定を実施する。

### 【25年度に改定を行う理由】

- ・平成22～24年度については、公立高校授業料無償制等による負担軽減分が、制服や修学旅行費、学習塾費用等の教育費に充てられる可能性があったため、無償化に伴う特別な改定は見合わせ。  
（改定の根拠となる「子どもの学習費調査」(文部科学省)で平成22年度の教育費が判明するのは平成24年）
- ・平成24年に公表された「平成22年度子どもの学習費調査」の結果を踏まえ、支給額の計算を行い、平成25年度から公立高校授業料無償制等創設の影響を反映。

## 2 平成25年度労災就学等援護費支給額(案)

	現行		改定後(案)	考え方
大学生	39,000円		39,000円	・(独)日本学生機構の第一種奨学金(無利息、国・公立大学、自宅通学)の額が改定された年度の翌年度に、その改定率に応じて改定。  24年度は、同奨学金の改定なし。
高校生	<u>18,000円</u>		<u>16,000円</u>	・就学等援護費と1人当たり平均教育費(「子どもの学習費調査」の結果を基に物価上昇率等を考慮して算出)との比率が、一定の水準となるように改定。  高校生は、2,000円減額(公立高校授業料無償制等創設の影響) 中学生以下は、改定不用
中学生	16,000円		16,000円	
小学生	12,000円		12,000円	
保育費	12,000円		12,000円	

### 【参考】労災就学等援護費

業務災害又は通勤災害で死亡した者の遺族や、重度障害を受け、あるいは長期療養を余儀なくされた者で、その子どもの教育費等の支弁が困難であるものに支給されるもの。(社会復帰等促進事業)